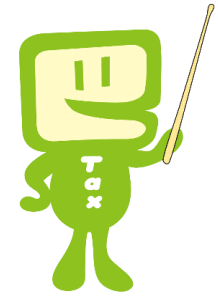


重要

税務署からのお知らせ



- 令和8年6月以降、「用紙コーナー」はなくなりました。
- 今後、用紙が必要な方は、税務署の総合窓口までお申し付けください。
- 税務署等にお越しにならなくても、国税庁ホームページやコンビニエンスストアのマルチコピー機（有料）から、必要な用紙を印刷してご利用いただくことができます。
- 順次、申告書・申請書・届出書等の様式が新しくなりま
すので、使用する部数のみを持ち帰るようお願いいたします。
- 新様式については、順次、国税庁ホームページに掲載しますので、掲載後は新様式をご使用ください。